

第 21 号議案 令和 3 年度一般会計補正予算

令和 4 年 2 月 福岡県議会定例会議案 その2
第 17 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
21	令和 3 年度福岡県一般会計補正予算（第 19 号）	1

一 般 会 計

第 21 号議案

令和 3 年度福岡県一般会計補正予算（第 19 号）

令和 3 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 19 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,419,215 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,762,772,179 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 21 日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		817,222,126	26,897,819	844,119,945
	2 国 庫 補 助 金	709,947,285	26,897,819	736,845,104
12 繰 入 金		20,688,051	452,479	21,140,530
	2 基 金 繰 入 金	17,446,515	452,479	17,898,994
13 繰 越 金		3,579,609	9	3,579,618
	1 繰 越 金	3,579,609	9	3,579,618
14 諸 収 入		308,323,091	8	308,323,099
	7 雑 入	7,986,037	8	7,986,045
15 県 債		374,779,196	68,900	374,848,096
	1 県 債	374,779,196	68,900	374,848,096
歳 入 合 計		2,735,352,964	27,419,215	2,762,772,179

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 保 健 費		396,559,629	901,679	397,461,308
	2 健 康 対 策 費	11,788,489	625,304	12,413,793
	4 医 薬 費	17,471,440	69,650	17,541,090
	6 高 齢 者 支 援 費	11,224,084	206,725	11,430,809
4 環 境 費		3,242,540	114,451	3,356,991
	1 環 境 費	3,242,540	114,451	3,356,991
5 生 活 労 働 費		201,567,829	6,523,147	208,090,976
	1 県 民 生 活 費	9,622,112	159,608	9,781,720
	2 福 祉 企 画 費	3,752,553	47,230	3,799,783
	3 児 童 家 庭 費	60,522,873	2,177,527	62,700,400
	4 障 が い 者 福 祉 費	50,865,617	44,776	50,910,393
	5 生 活 保 護 費	59,892,591	3,910,393	63,802,984
	7 労 働 企 画 費	1,538,346	183,613	1,721,959

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		755,673,678	18,848,614	774,522,292
	1 商 業 費	739,404,825	2,972,023	742,376,848
	2 工 鉱 業 費	6,526,725	3,591	6,530,316
	3 観 光 費	9,742,128	15,873,000	25,615,128
8 県 土 整 備 費		196,569,982	65,899	196,635,881
	5 都 市 計 画 費	20,107,666	65,899	20,173,565
9 警 察 費		129,965,007	40,268	130,005,275
	1 警 察 管 理 費	126,416,089	13,381	126,429,470
	2 警 察 活 動 費	3,548,918	26,887	3,575,805
10 教 育 費		318,873,845	925,157	319,799,002
	4 高 等 学 校 費	63,513,808	419,162	63,932,970
	6 社 会 教 育 費	3,715,206	17,034	3,732,240
	7 保 健 体 育 費	2,489,276	36,265	2,525,541
	8 大 学 費	4,355,891	30,830	4,386,721

	10 青 少 年 費	3, 579, 541	421, 866	4, 001, 407
歳 出	合 計	2, 735, 352, 964	27, 419, 215	2, 762, 772, 179

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健施設整備事業費	1,417,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめ るため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起 こすことができる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。	年9.0% 以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	1,485,900	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめ るため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起 こすことができる。 起債時期は令和3年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。	年9.0% 以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
計	374,779,196				374,848,096			

第3表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 保 健 費	2 健 康 対 策 費	母 子 保 健 対 策 費	524,988
	6 高 齢 者 支 援 費	老 人 福 祉 施 設 整 備 費	206,725
4 環 境 費	1 環 境 費	環 境 保 全 費	114,451
5 生 活 労 働 費	3 児 童 家 庭 費	保 育 対 策 等 促 進 事 業 費	287,186
		児 童 福 祉 対 策 費	230,805
	5 生 活 保 護 費	生 活 保 護 法 施 行 事 務 費	5,586
	7 労 働 企 画 費	中 小 企 業 労 働 力 確 保 対 策 費	175,081
7 商 工 費	3 観 光 費	観 光 振 興 費	15,873,000
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	運 営 費	10,640
		自 動 車 運 転 免 許 費	2,741
	2 警 察 活 動 費	一 般 警 察 運 営 費	11,254
		一 般 犯 罪 捜 査 活 動 費	15,633

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 高等学校費	環境整備費	419,162
	8 大学費	女子大学運営費交付金	2,700
		歯科大学運営費交付金	7,125
		県立大学運営費交付金	21,005
	10 青少年費	放課後児童クラブ事業費	421,866

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 保健費	4 医薬費	看護事業費	10,741	看護事業費	80,391
5 生活労働費	4 障がい者福祉費	障がい者福祉対策費	1,773,189	障がい者福祉福祉対策費	1,797,852
7 商工費	1 商業費	商店街活性化推進事業費	1,247,893	商店街活性化推進事業費	4,219,916